

[事案 25-11] 入院給付金支払請求

・平成 25 年 7 月 31 日 裁定終了

<事案の概要>

入院給付金が支払われなかったことを不服として、その支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 21 年 11 月から平成 23 年 5 月まで、更年期障害の治療で A 病院に通院し、平成 24 年 1 月に B 病院を受診してうつ病の診断を受け、同月から同年 4 月まで、C 病院に入院してうつ病の治療を受けたので、女性特定疾病入院特約の入院給付金を請求したが支払われない。以下の理由により、本入院は「更年期うつ病」の治療のための入院であり、疾病入院特約だけでなく女性特定疾病入院特約の入院給付金も支払事由に該当するので、給付金を支払ってほしい。

- (1) 平成 23 年 5 月、A 病院の医師から「更年期うつ病」と告知されており、本入院は更年期障害中の精神的ダメージが過度であったために C 病院に入院することとなったものである。
- (2) A 病院の医師からは、「更年期うつ病」としての入院の必要性が無かったとは言えないとの回答を得ており、C 病院での抗うつ剤や抗不安剤を服用する方法も「更年期うつ病」の治療のひとつである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本入院の目的は、普通のうつ病の治療にあり、「更年期うつ病」の治療を目的とするものではなかった。
- (2) 仮に、入院時、申立人に更年期障害があったとしても、入院を要する程のものではなく、通院での治療で足りるものであった。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

- (1) 本契約の約款において、女性特定疾病入院特約の入院給付金を受けるには、その入院の目的が、「厚生省大臣官房統計情報部編 疾病、傷害および死因統計分類提要昭和 54 年版」の「閉経期に伴う顔面潮紅、不眠、頭痛、集中力欠如のごとき症状」（特定疾病）が定められており、その治療であったか否かが問題となる。
- (2) 申立人の医療記録からは、以下の事実が認められるので、本入院が更年期障害の治療のためのものであるということとはできない。

- ①申立人はA病院で更年期障害の治療を行っていたが、精神症状については改善しなかった。
 - ②B病院でうつ病の診断を受けてC病院を紹介され、C病院でもうつ病との診断を受けている。
 - ③C病院では、うつ病のみの治療を行い、更年期障害の治療は行っていない。
- (3)本入院において、焦燥感、抑うつ気分、不眠等の症状があったとしても、これらはうつ病によるものと認められ、約款に定める「閉経期に伴う顔面潮紅、不眠、頭痛、集中力欠如のごとき症状」と認めることは困難である。
- (4)申立人は、C病院において更年期障害に効能がある薬を処方されているが、これはA病院での処方箋のとおりに予薬したものと認められ、これを持ってC病院において更年期障害の治療をしていたと認めることはできない。
- (5)よって、本入院は女性特定疾病入院特約の定める「特定疾病」の治療を目的とした入院であるとは言えない。